岡崎市障がい者虐待対応マニュアル

【第４版】

令和５年４月

岡崎市福祉部障がい福祉課

＜目　次＞

１　障がい者虐待の定義　　ページ
（１）養護者による障がい者虐待　…1
（２）障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待　…2
（３）使用者による障がい者虐待　…2
２　障がい者虐待の判断に当たってのポイント
（１）虐待をしているという「自覚」を問わない　…7
（２）障がい者本人の「自覚」は問わない　…7
（３）親や家族の意向が障がい者本人のニーズと異なる場合がある　…7
（４）虐待の判断はチームで行う　…8
３　岡崎市の役割と責務
（１）養護者による障がい者虐待について　…9
（２）障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について　…9
（３）使用者による障がい者虐待について　…9
（４）岡崎市障がい者虐待防止センターの機能　…9
（５）その他（財産上の被害防止等について）　…１０
４　障がい者虐待の防止および早期発見に向けた取組
（１）障がい者虐待に関する知識・理解の啓発　…１１
（２）岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議　…１１
（３）通報義務の周知　…１２
（４）早期発見について　…１２
５　養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応
（１）相談、通報及び届出の受付　…１４
（２）初動チームによる対応方針の協議　…１６
（３）事実確認、訪問調査　…１７
（４）立入調査　…２２
（５）個別ケース会議の開催　…２５
（６）障がい者の保護（養護者との分離）　…３０
（７）成年後見制度の活用　…３３
（８）日常生活自立支援事業の活用　…３３
（９）モニタリング・虐待対応の終結　…３４
６　障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待が発生した場合の対応
（１）相談、通報及び届出の受付　…３６
（２）事実確認　…３９
（３）個別ケース会議の開催による対応方針の協議　…４６
（４）調査結果の決定及び施設への通知　…４６
（４）岡崎市から愛知県への報告　…４６
（６）改善状況のモニタリング　…４９
７　使用者による障がい者虐待が発生した場合の対応
（１）相談、通報及び届出の受付　…５０
（２）事実確認　…５１
（３）個別ケース会議の開催　…５２
（４）岡崎市から愛知県への通知　…５２

1　障がい者虐待の定義

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）では、障がい者とは障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障がい者と定義されています。同号では、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障がい者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。また、ここでいう障がい者には１８歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を、（１）養護者による障がい者虐待、（２）障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待及び（３）使用者による障がい者虐待に分け（第 2 条第 2 項）、以下のように定義しています。

（１）養護者による障がい者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障がい者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

養護者による障がい者虐待とは、養護者が養護する障がい者に対して行う次のいずれかに該当する行為とされています。

① 身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
② 性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任：障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待：養護者または障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、18 歳未満の障がい児に対する養護者虐待は、児童虐待防止法が適用されます。（通報や通報に対する虐待対応）

（２）障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

「障がい者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待とは、障がい者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

① 身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
② 性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任：障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65 歳未満の障がい者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18 歳以上の障がい者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

（３）使用者による障がい者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障がい者虐待とは、使用者が行う次のいずれかに該当する行為とされています。

① 身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
② 性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行

うこと。

④ 放棄・放任：障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

⑤ 経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、使用者による障がい者虐待については、年齢に関わらず（18 歳未満や65 歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

【参考】障がい者虐待の例

区　分	内容
身体的虐待	〇養護者による障がい者虐待 ・暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず障がい者を乱暴に取り扱う行為。 ・正当な理由のない身体拘束。 〇障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 ・暴力的行為。 ・本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障がい者を乱暴に扱う行為 ・正当な理由のない身体拘束。 〇使用者による障がい者虐待 ・暴力的行為。 ・本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障がい者を乱暴に扱う行為。 ・正当な理由のない身体拘束。
性的虐待	・あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

心理的虐待	○養護者による障がい者虐待 ・脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ○障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 ・威嚇的な発言、態度。 ・侮辱的な発言、態度。 ・障がい者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度。 ・障がい者の意欲や自立心を低下させる行為。 ・交換条件の提示。 ・心理的に障がい者を不当に孤立させる行為。 ・その他著しい心理的外傷を与える言動。 ○使用者による障がい者虐待 ・威嚇的な発言。 ・侮辱的な発言、態度。 ・障がい者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度。 ・障がい者の意欲や自立心を低下させる行為。 ・交換条件の提示。 ・心理的に障がい者を不当に孤立させる行為。 ・その他著しい心理的外傷を与える行為。
放棄・放任	○養護者による障がい者虐待 ・意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、障がい者の生活環境や、障がい者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障がい者が必要とする医療・障がい福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限する、使わせない、放置する。 ・同居人等による障がい者虐待と同様の行為を放置する。 ○障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 ・必要とされる支援や介助を怠り、障がい者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。

	・障がい者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為。 ・必要な用具の使用を限定し、障がい者の要望や行動を制限させる行為。 ・障がい者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置。 ・その他職務上の義務を著しく怠ること。 〇使用者による障がい者虐待 ・必要とされる職場環境の改善や配慮を怠り、障がい者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。 ・必要な用具を限定し、障がい者の要望や行動を制限させる行為。 ・障がい者の権利や尊厳を無視した行為。 ・他の労働者による虐待行為を放置すること。 ・その他上記に準ずる行為を行うこと。
経済的虐待	・　本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【参考】障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在場所 / 年齢	在宅（養護者・保護者）	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法				
		障がい福祉サービス事業所（入所系、日中系、訪問系、GH等含む）	相談支援事業所	高齢者施設等（入所系、通所系、訪問系、居住系等含む）	障がい児通所支援事業所	障がい児入所施設等 ※3	障がい児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援（都道府県） ※1	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使（都道府県市町村）	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使（都道府県市町村）	―	障害者虐待防止法（省令） ・適切な権限行使（都道府県・市町村）	改正児童福祉法 ・適切な権限行使（都道府県） ※4	障害者虐待防止法（省令） ・適切な権限行使（都道府県・市町村）	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使（都道府県労働局）	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置（施設長）
18歳以上65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援（市町村）			― 【特定疾病40歳以上】	（20歳まで） ※2 ―	【20歳まで】 ―	―		
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援（市町村）			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使（都道府県市町村）	―	―	―		

※1　養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。

※2　放課後等デイサービスのみ

※3　小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4　児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

2　障がい者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合がありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待案件として対応することが必要です。

（１）虐待をしているという「自覚」を問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気づいていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障がい者は苦痛を感じたり、生活上の困難な状況に置かれたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気づかせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

（２）障がい者本人の「自覚」は問わない

障がいの特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障がい者が無力感から諦めてしまっていることがあります。

このように障がい者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

（３）親や家族の意向が障がい者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障がい者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障がい者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障がい者本人の支援を中心に考える必要があります。

（４）　虐待の判断はチームで行う

障がい者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。

相談や通報、届出を受けた職員は、速やかに組織内で共有し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、支援の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客観性を確保する観点から、複数の職員で構成する初動対応チームで対応することが原則となります。

3　岡崎市の役割と責務

（１）養護者による障がい者虐待について

① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障がい者の安全確認、通報等に係る事実確認、障がい者虐待対応協力者との対応に関する協議（第 9 条第 1 項）
② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保（第 9 条第 2 項、第 10 条）
③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第 9 条第 3 項）
④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第 11 条、第 12 条）
⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障がい者に対する養護者の面会制限（第 13 条）
⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障がい者が短期間養護を受ける居室の確保（第 14 条）
⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第 35 条）

（２）障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について

① 通報又は届出を受けた場合の事実確認等
② 通報又は届出を受けた場合の愛知県への報告（第 17 条）
③ 障がい者福祉施設又は障がい福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第 19 条）

（３）使用者による障がい者虐待について

通報又は届出を受けた場合の愛知県への通知（第 23 条）

（４）岡崎市障がい者虐待防止センターの機能

市町村は、障がい福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障がい者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされており（第 32 条第 1 項）、岡崎市では、岡崎市障がい者基幹相談支援センターに置かれます。

その具体的な業務は次のとおりです。

① 養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通

報又は届出の受理（第 32 条第 2 項第 1 号）

② 養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言（第 32 条第 2 項第 2 号）

③ 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第 32 条第 2 項第 3 号）

（５）その他（財産上の被害防止等について）

① 養護者、親族又は障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第 4 条第 1 項）

② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障がい者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第 43 条第 2 項）

4　障がい者虐待の防止および早期発見に向けた取組

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。

また、障がい者虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげていくことが必要です。このための取組みは以下のとおりです。

（１）障がい者虐待に関する知識・理解の啓発

障がい者虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、市民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障がい者虐待を防ぐ第一歩となります。また、虐待が顕在化する前には、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気がつくことも大切です

このため、岡崎市は、障害者虐待防止法の制定を踏まえ、広報・啓発活動を進めています。広報・啓発に当たっては、以下の点を盛り込みます。

・障がい者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題であること。
・養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もあること。
・虐待を受けている障がい者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられないなどの場合もあること。

（２）岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議

虐待の防止や早期発見の対応等を図るため、岡崎市が中心となり、関係機関との連携協力体制として岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議を設置しています。

①　目的

関係機関相互の連携を図り、高齢者及び障がい者虐待の早期発見、早期対応をはじめとする高齢者及び障がい者の権利擁護に係る事業を円滑に推進すること。

②　所掌事務（審議事項）

・高齢者及び障がい者の支援及び虐待の防止に関すること。
・高齢者及び障がい者の養護者に対する支援などに関すること。
・成年後見制度の利用支援等、高齢者及び障がい者の権利擁護及び生活に係わるサービスの利用の推進等個別支援策に関すること。

・高齢者及び障がい者の虐待に対応するための情報共有及び連携体制の整備に関すること。

岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議　HP 参照
https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1561/1611/p019869.html

（３）通報義務の周知

障害者虐待防止法では、障がい者の福祉に業務上関係のある地方公共団体や職員などは、障がい者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第 6 条）。また、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに通報しなければならないとされています（第 7 条第 1 項）。なお、18 歳未満の障がい者に対する養護者虐待に関する通報は、児童虐待防止法の規定が適用されます。

岡崎市では、一般市民や関係機関に対する障がい者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげます。

（４）早期発見に向けて

虐待を早期に発見するためには、障がい者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障がい者が障がい福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障がい福祉サービス事業所の職員は、障がい者の身体面や行動面、心理面での変化、養護者の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

また、岡崎市では、虐待の予防・早期発見、見守りにつなげるために、民生委員・児童委員等の地域との連携を図っています。

なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気がつくことも大切です。これらも含め、早期発見のため、**「障がい者虐待発見チェックリスト」（様式１）**を活用するなどして、障がい者虐待の早期発見に努めます。

障害者虐待発見チェックリスト　（様式１）

虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障がい者自らＳＯＳを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

＜身体的虐待のサイン＞
□ 身体に小さな傷が頻繁にみられる
□ 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
□ 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
□ 頭、顔、頭皮等に傷がある
□ お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
□ 急におびえたり、こわがったりする
□ 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
□ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
□ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
□ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
□ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
□ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
□ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

＜性的虐待のサイン＞
□ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
□ 肛門や性器からの出血、傷がみられる
□ 性器の痛み、かゆみを訴える
□ 急におびえたり、こわがったりする
□ 周囲の人の体をさわるようになる
□ 卑猥な言葉を発するようになる
□ ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
□ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
□ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
□ 性器を自分でよくいじるようになる

＜心理的虐待のサイン＞
□ かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
□ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
□ 身体を萎縮させる
□ おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
□ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
□ 自傷行為がみられる
□ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
□ 体重が不自然に増えたり、減ったりする

＜放棄・放置のサイン＞
□ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
□ 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
□ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
□ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
□ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
□ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
□ 学校や職場に出てこない
□ 支援者に会いたがらない、話したがらない

＜経済的虐待のサイン＞
□ 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
□ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
□ 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
□ サービスの利用料や生活費の支払いができない
□ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
□ 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

＜セルフネグレクトのサイン＞
□ 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようであったり、身体や衣類の清潔が保たれていない
□ 昼間でも雨戸が閉まっている
□ 窓ガラスが割れたまま放置されている
□ 電気、ガス、水道、電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
□ ゴミが部屋の中や家屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
□ 郵便物がたまったまま放置されている
□ 野良猫のたまり場になっている
□ 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と頑なに遠慮したり拒否し、あきらめの態度がみられる

※「障害者虐待防止マニュアル」（ＮＰＯ法人PandA-J）を参考に作成

【注】セルフネグレクト（自己による放任）について
ＮＰＯ法人PandA-J の「障害者虐待防止マニュアル」のチェックリストには「セルフネグレクトのサイン」が挙げられています。セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応をする必要があります。

5　養護者による障がい者虐待が発生した場合の対応

（１）相談、通報及び届出の受付

障がい者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、**「相談・通報・届出書受付票（養護者）」（様式２）**を利用し、以下に掲げる虐待の状況や障がい者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取します。ここで的確な情報を把握することが、次の段階への判断の根拠になります。あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聞き取ります。また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのか（されたのか）など、具体的な内容を聞き取ります。

⑧ 虐待の状況
・ 虐待の種類や程度
・ 虐待の具体的な状況
・ 虐待の経過
・ 緊急性の有無
⑨ 障がい者の状況
・ 障がい者本人の氏名、年齢、居所、連絡先、障がい種別
・ 障がい者本人の心身の状況、意思表示能力
⑩ 養護者の状況
・ 養護者の氏名、年齢、居所、障がい者本人との関係、職業
⑪ 障がい福祉サービス等の利用状況や関係者の有無
・ 障がい福祉サービス等の利用の有無
・ 家族に関わりのある関係者の有無
⑫ 通報者の情報
・ 氏名、連絡先、障がい者・養護者との関係等

・ 通報者に安心感を与えて落ち着かせること
・ 虐待という言葉を使わない場合でも相談の内容から虐待が推測される場合には、今後の対応を念頭において相談を進めること
・ 匿名による通報であっても、「通報者の秘密」は守られることを説明し、安心して話してもらえるようにすること
・ サービスに対する苦情など虐待ではないと判断できる場合には、内容に応じて適切な相談窓口を紹介すること

【参考】聞き取りのポイント

相談・通報・届出受付票（養護者）　　様式２

相談年月日	年　月　日　時　分～　時　分	対応者：	所属機関：	
相談者（通報者）	氏名		受付方法	☐電話　☐来所　☐その他（　　）
	住所又は所属機関名		電話番号	
	本人との関係	☐本人　☐家族親族（同居・別居）続柄：　☐近隣住民・知人　☐民生・児童委員 ☐相談支援事業所　☐障害福祉サービス事業所　☐教育機関　☐職場 ☐医療機関　☐警察　☐その他（　　）		

【本人の状況】

氏　名		性別		生年月日	☐大正☐昭和☐平成　年　月　日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所　☐同左　☐異						
	電話：　その他連絡先：　（続柄：　）						
居　所	☐自宅　☐病院（　）　☐施設（　）　☐その他（　）						
支援区分	☐非該当　☐区分（　）　☐申請中（　月　日）　☐未申請　☐不明　☐申請予定						
利用サービス	障害福祉サービス	☐有（　）☐無　☐不明					
	その他サービス	☐有（　）☐無　☐不明	相談支援事業所				
主障害	☐身体障害（　）　☐知的障害（　）　☐精神障害（　）　☐その他（　）☐不明						
障害者手帳	☐有（種別：　等級：　）☐無　☐不明	その他特記事項：					
経済状況		生活保護受給　☐有　☐無　☐不明					

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

【世帯構成】

家族状況（ジェノグラム）

【養護者の状況】

氏名		年齢	歳
続柄	☐親（　）☐きょうだい（　） ☐子（　）☐子の配偶者（　） ☐その他（　）		
連絡先			
	電話番号	職業	
その他特記事項			

【主訴・相談の概要】

相談内容	
虐待の可能性	☐家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕 ☐暑い日や寒い日、雨の日なのに長時間外にいる〔疑い〕 ☐外出する姿を見かけない、声を聞かない〔疑い〕 ☐必要と思われるサービスを利用している様子がない〔疑い〕 ☐服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕 ☐あざや傷がある〔疑い〕 ☐問いかけに反応がない、無表情、おびえている〔疑い〕 ☐食事をきちんと食べていない〔疑い〕 ☐年金などお金の管理ができていない〔疑い〕 ☐養護者の態度 （　）
	☐その他（具体的内容を記載）
情報源	相談者（通報・届出者）は　☐実際に目撃した　☐怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した ☐本人から聞いた　☐関係者（　）から聞いた

【今後の対応】

☐相談終了：　☐聞き取りのみ　☐情報提供・助言　☐他機関への取次・斡旋（機関名：　）
☐その他（　）
☐相談継続：　☐相談支援事業所等による継続相談（内容：　）　☐障害者虐待
☐その他（　）
備考（　）

公益社団法人日本社会福祉士会作成「養護者による障害者虐待対応帳票Ver Ⅰ」（出典：東京都国分寺市作成様式を参考に作成）

（２）初動対応チームによる対応方針の協議

ア　初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、初動対応チームは直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうか判断します。

ここで、障がい者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼などに関する今後の対応方針、職員の役割分担などを決定します。

なお、通報者が、障がい者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについての要望やアドバイスを伝えます。

通報者に協力を求める場合であっても、通報者には守秘義務がありませんので通報者への報告は慎重にする必要があります。また、通報者から通報後の経過について問い合わせがあった場合、市には守秘義務があり、個人情報に属することについては通報者に報告できないことを丁寧に伝え、理解を求めます。

イ　緊急性の判断について

受付記録をもとに直ちに初動対応チームで緊急性の判断をします。

① 緊急性の判断の際に留意すべき事項

緊急性の判断にあたっては、以下の点をよく検討します。ここでは養護者への支援の視点も意識しつつ、障がい者の安全確保が最優先であることに留意します。

- 過去の通報や支援内容などに関する情報の確認
- 虐待の状況や障がい者の生命や身体への危険性

【参考】緊急性が高いと判断できる状況

１　生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される。
２　本人や家族の人格や、精神状況に歪みを生じさせているもしくはそのおそれがある。
３　虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない。
４　障がい者本人が明確に保護を求めている。
５　養護者本人が明確に保護を求めている。
６　虐待者が援助者を拒否（または対立）し、分離をしなければ保護が図れないとき。
７　その他、過去の経験や情報から、現在の状態での援助は困難であると想定されるとき。

② 緊急性の判断後の対応

○ 緊急性があると判断したとき

障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、早急に介入する必要があることから、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

○ 緊急性はないと判断したとき

・ 緊急性がないと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。

・ 情報が不足するなどから緊急性がないと確認できない場合には、障がい者の安全が確認できるまで、さらに調査を進めます。

○ 共通

・ 決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。

・ 複数対応を原則とし、性的虐待が疑われる場合は、担当する職員の性別にも配慮します。

（３）事実確認、訪問調査

ア　事実の確認

市町村は、障がい者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります。（第９条）

事実確認に当たっては、虐待を受けている障がい者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報のみでなく、障がい者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

訪問などによる事実確認の他、市の他部局、相談支援専門員や障がい福祉サービス事業所、民生委員児童委員など当該障がい者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、障がい者の状況をできるだけ客観的に確認します。

イ　事実確認で把握・確認すべき事項

把握・確認すべき項目の例は以下のとおりです。

重要な情報については、できるだけ複数の関係者から情報を得るようにします。

また、あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、

誰が何と言ったのかなどを確認します。また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのか（されたのか）など、具体的に内容を確認します。

① 虐待の状況
- 虐待の種類や程度
- 虐待の具体的な状況
- 虐待の経過

② 障がい者の状況
- 安全確認…関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- 身体状況…傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、障がい福祉サービス等の利用等、関係機関との連携を図る。
- 精神状態…虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
- 生活環境…障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障がい者と家族の状況
- 人間関係…障がい者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
- 養護者や同居人に関する情報（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど）

④ 障がい福祉サービス等の利用状況

⑤ 関係機関からの情報収集

関係機関から障がい者虐待が疑われる家族に対する支援や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際、個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必要となります。

【参考】関係機関から収集する情報の種類等の例

- 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- 生活保護受給の有無（受給をしていれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、支援の際に福祉事務所との連携を図る。）
- 障がい福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障がい福祉サービス事業所などからの情報
- 医療機関からの情報
- 警察からの情報
- 民生委員児童委員からの情報

ウ　訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として障がい者の自宅を訪問して障がい者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが必要です。

ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障がい者本人にとっては抵抗感が大きいため、調査を拒否するケースもあると考えられます。また、事前に訪問が拒否されることが予想されるような場合もあります。一度拒否された場合には、その後の支援も受け入れなくなるおそれがあります。

このようなときは、障がい者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら情報収集を行うなどして、円滑に調査が行えるようにします。

（訪問調査を行う際の留意事項）

① 信頼関係の構築を念頭に

障がい者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障がい者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障がい者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として２人以上の職員で訪問するようにします。また、障がい者虐待では障がい者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③ 医療職（保健師等）の立ち会い

医療の必要性が疑われるときは保健師等が立ち会うことが必要です。

④ 障がい者、養護者等への十分な説明

訪問調査にあたっては、障がい者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- 職務について…担当職員の職務と守秘義務に関する説明。
- 調査事項について…調査する内容と必要性に関する説明。
- 障がい者の権利について…障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されて

いること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明。

⑤　障がい者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障がい者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

- 身体状況の確認時…暴力や性的虐待などについて衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応する。
- 養護者への聞き取り…第三者のいる場所では行わない。
- 訪問調査→措置入所時…養護者不在時に訪問調査や障がい者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。ただし、第三者の目に触れないように配慮すること。

⑥　柔軟な調査技法の実施

養護者自身が支援を求めている場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります（受容的な態度で接する必要がある場合と毅然とした態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも考えられます）。

⑦　調査の継続性の確保

調査を実施して障がい者の安全や事実確認を行った後も、障がい者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

【参考】事実確認と情報収集のポイント

① 原則として自宅を訪問する

- 一方的に虐待者を悪と決め付けず、先入観を持たないで対応する。
- 本人と虐待者は別々に対応する。（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。）
- 事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討する。
- 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。（ただし、虐待通報を受けての訪問であることを明示する方がよい場合もある。）
- プライバシー保護について説明する。

② 収集した情報に基づいて確認を行う

- 介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝え

ながら情報収集に努める。
- 関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子など）

③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する
- 緊急保護か見守りか。
- 一時分離かサービス提供、家族支援か。
- 病院か施設か。
- 自分の価値観で判断せず、組織的に判断する。

エ　介入拒否がある場合の対応

養護者等が調査や支援に対して拒否的な態度をとり、障がい者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野にいれながら、関係者・関係機関と連携して対応していきます。

また、養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなりますが、障がい者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入をします。

① 関わりのある機関からのアプローチ

当該障がい者が障がい福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や障がい福祉サービス事業所職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障がい福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

② 医療機関への一時入院

障がい者に外傷や疾病があったり体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関の協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討します。

③ 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、障がい者や養護者等の市へのつなぎに協力していただくことを検討します。

（４）立入調査

障がい者や養護者が協力拒否などして事実確認ができないが、障がい者虐待により障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障がい者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています。（第 11 条第 1 項）

【参考】立入調査が必要と判断される状況の例

- 障がい者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障がい者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障がい者の福祉に反するような状下で障がい者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 障がい者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者との関わりに拒否的で接触そのものができないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な障がい者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障がい者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障がい者の安否が懸念されるようなとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障がい者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障がい者の権利や福祉上の問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障がい者の保護が困難であるとき。

① 警察との連携

養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市職員だけでは職務執行が困難で、警察の援助が必要である場合には、岡崎警察署長あてに**「援助依頼書」（様式３）**を提出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行います。緊急の場合は１１０番通報の例によります。

② 保健所との連携

養護者に精神障がい者又は精神的な疾患が疑われる場合は、保健所と連携し、精神保健福祉士の同行が考えられます。

立入調査にあたっての留意点

- 職員は身分証明書を携帯すること。
- 立入調査を養護者等には事前に知らせない。
- 事前に関係者で入念な検討を行うこと。
- 冷静な対応を心がけること。
- 調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意をもって説明すること。
- 事情聴取は障がい者、養護者それぞれ離れた場所で行うこと。
- 障がい者の健康状態を医療職（保健師等）がチェックすること。
- 同意を得て居室内の写真をとること。
- 調査記録を作成することを念頭に調査すること。
- 障がい者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、緊急に障がい者と養護者を分離する必要があると認められるときは、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ること。
- 緊急に障がい者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うこと。

③ 調査記録の作成と関係書類等の整備

立入調査執行後は、調査記録を作成します。関係書類については、障がい者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備します。

警察への援助依頼様式　　様式３

第　　号

障がい者虐待事案に係る援助依頼書

年　　月　　日

岡崎警察署長　様

岡崎市長　　㊞

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第１２条第１項及び同条第２項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日　　時	年　　月　　日　　時　　分　～　　時　　分
	場　　所	
	援助方法	□調査の立会い □周辺での待機　　□その他（　　）
障がい者	(ふりがな) 氏　　名	□男　・　□女
	生年月日	年　　月　　日生（　　歳）
	住　　所	□上記援助依頼場所に同じ □その他（　　）
	電　　話	（　　）　　－
	職 業 等	
養護者等	(ふりがな) 氏　　名	□男　・　□女
	生年月日	年　　月　　日生（　　歳）
	住　　所	□上記援助依頼場所に同じ □その他（　　）
	電　　話	（　　）　　－
	職 業 等	
	障がい者との関　　係	□配偶者　　□子　　□子の配偶者　　□孫 □その他の親族（　　）　□その他（　　）
虐待状況	行為類型	□身体的虐待　　□性的虐待　　□心理的虐待 □介護、世話の放棄・放任　　□経済的虐待
	虐待の内容	
障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名：
	電話（　　）　　－　　携帯電話（　　）　　－	

（５）個別ケース会議の開催

訪問調査等による事実確認によって障がい者本人や養護者の状況を確認した後、市町村障がい者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています（第９条）。

具体的には、個別ケース会議において事案に対する協議を行い、支援方針や支援者の役割について決定します。なお、支援方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。また、障がい者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表出されていないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

個別ケース会議のメンバーは、初動対応チーム、岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議委員および事案対応メンバーの中から事案に応じて構成されます。

個別ケース会議のメンバー構成

初動対応チーム	●岡崎市障がい者虐待防止センター ●障がい福祉課 ●保健所健康増進課（精神障がい者の場合）
岡崎市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議委員	虐待の事案に応じて、ネットワーク会議委員の中から召集する。
事案対応メンバー	虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を招集する。 メンバーは事案によって代わるが、行政、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、医療機関など。

個別ケース会議事前準備

- ネットワーク会議委員、事案対応メンバーへの参加要請
- 相談内容や事実の情報収集と整理
- 当事者と関係者の関わりの理解と整理
- 状況改善のための問題、課題の整理
- 会議の日時、会場の調整、開催通知

個別ケース会議の内容

・事案のアセスメント	・支援方針の協議
・支援内容の協議	・関係機関の役割の明確化
・主担当者の決定	・連絡体制の確認
・支援計画の作成	・支援計画の確認

支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障がい者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることが最も優先されます。虐待の程度を把握し今後の進行を予測するなど、様々な視点からの検討が必要となりますので、**「障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート」（様式４）**を活用し個別ケース会議によるアセスメントを行い、支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整・社会的資源活用支援、保護・分離支援）の判断を行います。

これらの判断にあたっては、正確な情報収集に基づき、「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

なお、個別ケース会議にて在宅生活を中心に既存の枠組みで対応可能と判断された場合には、主担当者と関係機関が連携しながら支援を開始します。その後モニタリング、ネットワーク会議による支援内容の見直し等を行い、終結へ向かいます。

岡崎市障がい者虐待リスクアセスメント・チェックシート

様式4

氏名		担当者・機関		評定年月日	年　月　日

Ⅰ．虐待の程度　（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）

Ⅰ－1　現在の虐待の状況			状況	特記事項
最重度	身体的虐待	身体のいずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある		
		健康に有害な食物や薬物を与えられている		
		本人の自殺企図		
		一家心中（未遂も含む）		
		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている		
		法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働かされている		
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある		
		潰瘍や褥そうが悪化している		
		口腔内の出血・腫れ		
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない		
		生命にかかわる医療拒否がある（宗教やオカルトを理由とする場合を含む）		
		ライフラインがすべて止まっている		
	性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている		
		性風俗業で働くことを強要されている		
		性感染症に罹患している		
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている		
		悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている		
		最低賃金以下で働かされている		
重度	身体的虐待	身体のいずれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある		
		外出・通信が著しく制限されている		
	ネグレクト	著しい体重の増減がある		
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある		
		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない		
		必要な福祉サービスを受けることができない		
		必要な医療を受けることができない		
		医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている		
		本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である		
	心理的虐待	家族の自殺企図		
		家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される		
	性的虐待	性的ないやがらせ、はずかしめを受けている		
		障がいを理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く		
	経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解泣なく家族・他者に管理されている		
		遺産相続等で差別的な扱いを受けている		
		悪徳商法の業者に接近されている		
中度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある		
		繰り返し傷・あざがある		
		外出・通信が自由にできない、行事への参加が制限されている		
	ネグレクト	健康につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある		
		必要な医療を受けることを制限されることがある		
		必要な福祉サービスの利用を制限されることがある		
		本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡してこないか、無関心である		
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている		
		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める		
		養護者から強い拒否感の訴えがある		
	性的虐待	障がいを理由に、他者から異性との交際を禁じられている		
		他者から窃視や不自然なアプローチを受けている（関係妄想と区別する）		
	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える		
		周囲の人間からお金をたかられる		
軽度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある		
		養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある		
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある		
		本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考えることができない		
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている		
		家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる		
		養護者から拒否感の訴えがある		

Ⅰ－2　過去の不適切な状況		状況	特記事項
重度	虐待による入院歴、分離保護歴がある（子ども期を含む）		
	DVによる入院歴、分離保護歴がある		
	子ども期からずっと必要な支援を受けていない		
	性的虐待を被った経験がある		
	性風俗業で働いた経験がある		
中度	虐待による通院歴がある		
	不安定な性的交友関係の継続的経験がある		
	本人以外の家族に、DVや虐待による入院歴、分離保護歴がある		
軽度	虐待の通告歴がある		
	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある		

Ⅰ－3　本人と虐待者の距離・パワーバランス		状況	特記事項
本人と虐待者は同居	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
本人と虐待者は日中のほとんどを共有	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
虐待者とはたまに会う関係	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
各項目に現れない特記事項			

評定

Ⅰ－1　現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅰ－2　過去の不適切な状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅰ－3　距離・パワーバランス	虐待は抑止できない		工夫次第で抑止可能		虐待は抑止できている	不明
Ⅰ．虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅱ．本人の状況　（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）			
Ⅱ－1　現在の状況　　該当する項目に○、疑いのある項目に△、（　）内は具体的補足		状況	特記事項
身体状況	低体重　肥満　栄養不良　衰弱		
	外傷　火傷　あざ（部位：　　）		
	虫歯　口腔内疾患（　　）		
	褥そう　皮膚疾患（　　）		
	性感染症（　　）		
	その他の疾患（　　）		
生活状況	不潔　異臭　口臭　髪のべたつき　ふけ　あかぎれ　しもやけ		
	大食い　盗み食い　偏食		
	睡眠リズムの乱れ　不眠　睡眠不足		
情緒	攻撃的　衝動的　怒り　乱暴（他者に　動物に）		
	おびえ（顔色をうかがう　人を恐れる　視線をそらす　おどおどする）		
	抑うつ（表情が乏しい　マスクをかぶったような笑い）		
	とじこもり　ひきこもり		
	べたべた甘える		
	（家　職場　施設等　その他＿＿＿＿＿＿）のことを話したがらない		
アディクション（嗜癖・依存）	アルコール　麻薬・覚せい剤　その他の薬物（　　）		
	ギャンブル　買い物　異性関係		
反社会的・脱社会的行動	希死念慮　自殺企図		
	家出の訴え　家出企図　徘徊		
	万引き　窃盗		
	不純異性交遊		
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定（欠勤・欠席　遅刻　早退）		
	孤立（家　職場　施設等　その他＿＿＿＿＿＿）		
Ⅱ－2　リスク要因　該当する項目は○、疑いのある項目は△、（　）内は具体的補足			
主たる障がい以外の病歴	疾病名（　　・　　歳頃）		
	疾病名（　　・　　歳頃）		
	疾病名（　　・　　歳頃）		
現在の養護者との別居歴（　　）			
現在の配偶者との別居歴（　　）			
各項目に現れない特記事項			

評定					
Ⅱ－1　現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅱ－2　リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅱ．本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅲ．虐待者の状況　（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）			
Ⅲ－1　現在の状況　　該当する項目に○、疑いのある項目に△、（　）内は具体的補足		状況	特記事項
疾患・障がいの有無	認知症　足腰の弱り		
	精神疾患・精神障がい（　　）		
	身体障がい　知的障がい　発達障がい		
	その他の疾患（　　）		
情緒・性格	攻撃的・暴力的・威圧的言動		
	衝動的　感情の高ぶりを抑制できない		
	強迫的・束縛的言動（○○しなさい、○○でなければならない）		
	認知の歪み（自分勝手な受けとめ方・思いこみ・自分の考え方への強い執着）		
	共感性の欠如（相手の気持ちや立場を理解できない）		
	孤立　非社会的　対人関係の困難が高い		
アディクション（嗜癖・依存）	アルコール　麻薬・覚せい剤　その他の薬物（　　）		
	ギャンブル　買い物　異性関係		
反社会的・脱社会的行動	希死念慮　自殺企図		
	家出企図　徘徊		
	万引き　窃盗		
	福祉サービスの利用・介入に否定的である		
本人との親密さ・関係性	拒否（嫌悪する　排除する　厄介者扱い　他の者との差別）		
	諦観（本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている）		
	無関心（注意を向けない）		
	支配・執着（思いどおりにコントロールしようとする）		
	過度の要求（強迫的な課題・役割の押しつけ）		
	依存（ひたすら本人のために献身していないと不安になる）		
虐待の認識	否定（していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る）		
	正当化（行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘する）		
同居者・同僚・身近な人の態度	同調（虐待行為を容認し加担する）		
	黙認（虐待行為を知っているが、止めさせようとしない）		
	観客（虐待行為を容認し、面白そうに見ている）		
	回避（虐待行為の事実そのものに気づかないふりをする）		
Ⅲ－2　リスク要因　該当する項目は○、疑いのある項目は△、（　）内は具体的補足			
被虐待・被DV歴	誰から（　　・　　歳頃）		
	誰から（　　・　　歳頃）		
虐待・DV	誰に（　　・　　歳頃）		
	誰に（　　・　　歳頃）		
各項目に現れない特記事項			

評定					
Ⅲ－1　現在の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ－2　リスク要因	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ．虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

Ⅳ. 家族の状況　（「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？）			
Ⅳ―1　現在の状況　　該当する項目に○、疑いのある項目に△、（　）内は具体的補足		状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係		
	・批判的・干渉的コメントが多い		
	・けんか腰や敵意ある相互の言動が目立つ		
	・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い		
	束縛的ルールの強制		
	・外出・通信の制限		
	・柔軟性と合理性にかける家庭内役割の強制		
	ひとり親家庭		
	内縁者の同居・出入り		
経済的問題	失業中（求職中　就職をあきらめている　求職の意志はない）		
	不安定就労（不定期就労　日々雇用　休職中）		
	多額の負債		
	光熱水費・電話代・家賃の滞納		
	本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている		
	準要保護　生活保護（申請中　受給中）		
生活環境	不衛生（異臭、室内にゴミ散乱）		
	家事が実質的に営まれていない（食事、洗濯、入浴、掃除）		
関係機関の受け入れ	拒否・抵抗（接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信）		
	接触困難（連絡が取れない、応答がない）		
	社会的孤立（近隣や友人、当事者組織との交流がない）		
関係改善の媒介者	本人と虐待者との関係改善を媒介できる第三者の存在（あり:　　なし）		
各項目に現れない特記事項			

評定					
Ⅳ. 家族の状況	重度	中度	軽度	問題なし	不明

評定シート

氏名		評定した機関・チーム	
評定日	年　月　日		

※評定は単独の支援者にようものでなく、虐待対応チームまたは支援機関（相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所など）が組織的に実施すること

A. 事実確認の経過記録					
	実施年月日	実施機関	担当者氏名（必ず複数）		方法
最初の安全確認	年　月　日				
事実確認　①	年　月　日				
事実確認　②	年　月　日				
事実確認　③	年　月　日				

B. 最終評定						
Ⅰ. 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅱ. 本人の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅲ. 虐待者の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
Ⅳ. 家族の状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
介入の緊急度	非常に高い　やや高い　状況の推移次第　やや低い　低い					
	（取り急ぎ介入）　（落ち着いて介入）　（様子を見て介入）　（あまり介入の必要はない）					
	（介入は不要）					
支援の必要度　本人	非常に高い　やや高い　ターゲットを絞った支援の必要　通常の支援					
	（全面的に多くの支援）　（多くの支援）　（部分的でインテンシヴな支援）					
	（通常支援の範囲内）					
支援の必要度　家族（　）	非常に高い　やや高い　ターゲットを絞った支援の必要　通常の支援					
	（全面的に多くの支援）　（多くの支援）　（部分的でインテンシヴな支援）					
	（通常支援の範囲内）					

C. 支援の利用状況

D. 虐待対応チーム	
ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

E. 当面する支援の重要課題		
順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

（６）障がい者の保護（養護者との分離）

初動チームにおける検討または個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。こうした場合、虐待を受けている障がい者の生命の安全を確保することが最重要ですので、必要に応じて医療機関・消防・警察等と連携します。

【参考】保護・分離の検討を要する場合の例

- 生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くことが予想される場合。
- 他の方法では虐待の軽減が期待できない場合。

ア　一時保護・入院の要否判断

保護・分離の必要性は、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断する必要があります。その判断は担当者個人ではなく、初動チーム・個別ケース会議において関連機関・関係者との連携を含め、できる限り客観的で合理的な判断をしなければなりません。

イ　一時保護の方法

① 契約による障がい福祉サービスの利用（ショートステイ）
　障がい福祉サービス受給者証を交付されており、契約での利用が可能な場合。
② やむを得ない事由による措置
　契約による障がい福祉サービスの利用ができない場合。
③ 緊急一時預かり事業の利用
　極めて緊急的に保護する必要が生じた場合であって、即時に障がい福祉サービスの利用が見込めない場合。
　※本市では市内の一部法人と委託契約を締結し、４か所の施設で実施をしています。
④ 医療機関への一時入院

ウ　やむを得ない事由による措置

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障がい者に対する養護者による障がい者虐待の防止及び当該障がい者の保護が図られ

るよう、適切に身体障害者福祉法第18条第１項又は第２項（障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所措置等）、知的障害者福祉法第15条の４又は第16条の第１項第２号（障がい福祉サービス、障がい者支援施設等への入所措置）の措置を講じることが規定されています。

また当該障がい者が身体障がい者及び知的障がい者以外の障がい者である場合は、身体障がい者又は知的障がい者とみなして、上記の規定を適用することも定められています（第9条第2項）。

① やむを得ない事由による措置のサービスの種類

- 障がい福祉サービスの給付
- 障がい者支援施設への入所

② 運用するにあたり配慮する事項

- 「やむを得ない事由による措置」は、障がい者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、障がい者本人が同意していれば、養護者が反対している場合であっても、措置を行うことは可能です。
- 障がい者の年金を養護者が本人に渡さないなどにより、障がい者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要です。

エ　面会の制限

「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市長や障がい者支援施設等の長は、養護者と障がい者の面会を制限することができます（第 13 条）。

① 面会要望に対する基本的な対応

- 本人の意思確認を行い客観的に面会可能な状態か見極め、ケース会議等で面会の可否を判断します。
- 面会可能と判断した場合は、施設職員や市職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

② 施設側の対応について

- 障がい者支援施設等の長も面会を制限することができますが、その際には事前に障がい福祉課と協議することが望ましいと考えられます。
- 養護者から面会の要望があった場合は、養護者に対して市と協議する旨を伝えることが基本的な対応となります。

オ　措置後の対応

① 恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境での生活のため、精神的な支援が必要になります。

② 障がい者施設になじめずその後の居所の確保が課題になることもあります。可能な限り障がい者本人の意思を尊重し、安心して生活できる居所を確保するための支援も必要になります。
③ 年金の搾取などの経済的な虐待を受けていた場合は、口座の変更の手続きなど関係機関を含めた支援が必要になる場合があります。
④ 養護者や家族に対しても、障がい者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。養護者に対しても、保護した障がい者と同様に精神的な面での支援が必要となることもあります。また、場合によっては経済的問題についての相談機関を紹介するなどが必要となる場合もあります。

カ　措置の解除

① 自立した生活に移行する場合

保護によって障がい者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合です。退所するまでは地域移行支援、退所した後には地域定着支援の対象となる場合があり、制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

② 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障がい者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による手厚いフォローが必要です。

③ 障がい福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

保護によって障がい者が落ち着き、自ら障がい福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障がい福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合などが考えられます。

キ　養護者（家族等）への支援

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第 14 条第 1 項）。

養護者に対する支援を行う際のポイント

① 養護者との間に信頼関係を確立する
② 家族関係の回復・生活の安定
③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう
④ 養護者への専門的な支援

※養護者からの不当な要求があった場合の対応
　養護者による障がい者虐待への対応では、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。
　例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下に毅然とした態度で臨む、職員一人で対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じてネットワーク会議委員の助言を仰ぐ、などの対応が重要です。

（７）成年後見制度の活用

　虐待を受けている障がい者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用を含めた検討を行う必要があります。

① 原則的な申立て：原則、本人・配偶者・４親等以内の親族が申立てを行います。なお、所得状況等に応じて申立費用の助成を受けることができます。
② 市長申立て：基本的に、２親等以内の親族の申立て意思の有無を確認すれば足りる取扱いとしています。

市町村長申立てについて

　障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の２又は知的障害者福祉法第 28 条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求を行うことが定められています（第 9 条第 3 項）。
　市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には２親等以内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています（ただし、２親等以内の親族がいない場合であっても、３親等又は４親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われないことが基本となります）。
　なお、虐待等の場合で２親等以内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、２親等以内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

（８）日常生活自立支援事業の活用

① 事業の概要
　認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力の十分

でない方々が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

② 援助の内容

・ 情報提供・助言
・ 福祉サービス利用手続き援助
・ 福祉サービス利用料の支払い
・ 苦情解決制度の利用援助
・ 日常的金銭管理サービス（生活費の引き出し・支払い）
・ 書類等の預かり（通帳・印鑑の保管など）

③ 対象者

福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的な金銭管理などについては自分の判断で適切に行うことは困難であるが、契約書や支援計画書の内容を理解することができる方

（９）モニタリング・虐待対応の終結

① 定期的なモニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため個別ケース会議の支援方針に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。

具体的には、市障がい者虐待防止センターや市の担当職員、相談支援専門員等による定期的な訪問や支援を行う関係機関への聞き取り等により、障がい者や擁護者等の状況を把握します。

② 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。

③ 再アセスメント・対応方針の修正

障がい者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による支援内容を変更していく必要があります。

④ 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

養護者による障がい者虐待への対応フロー

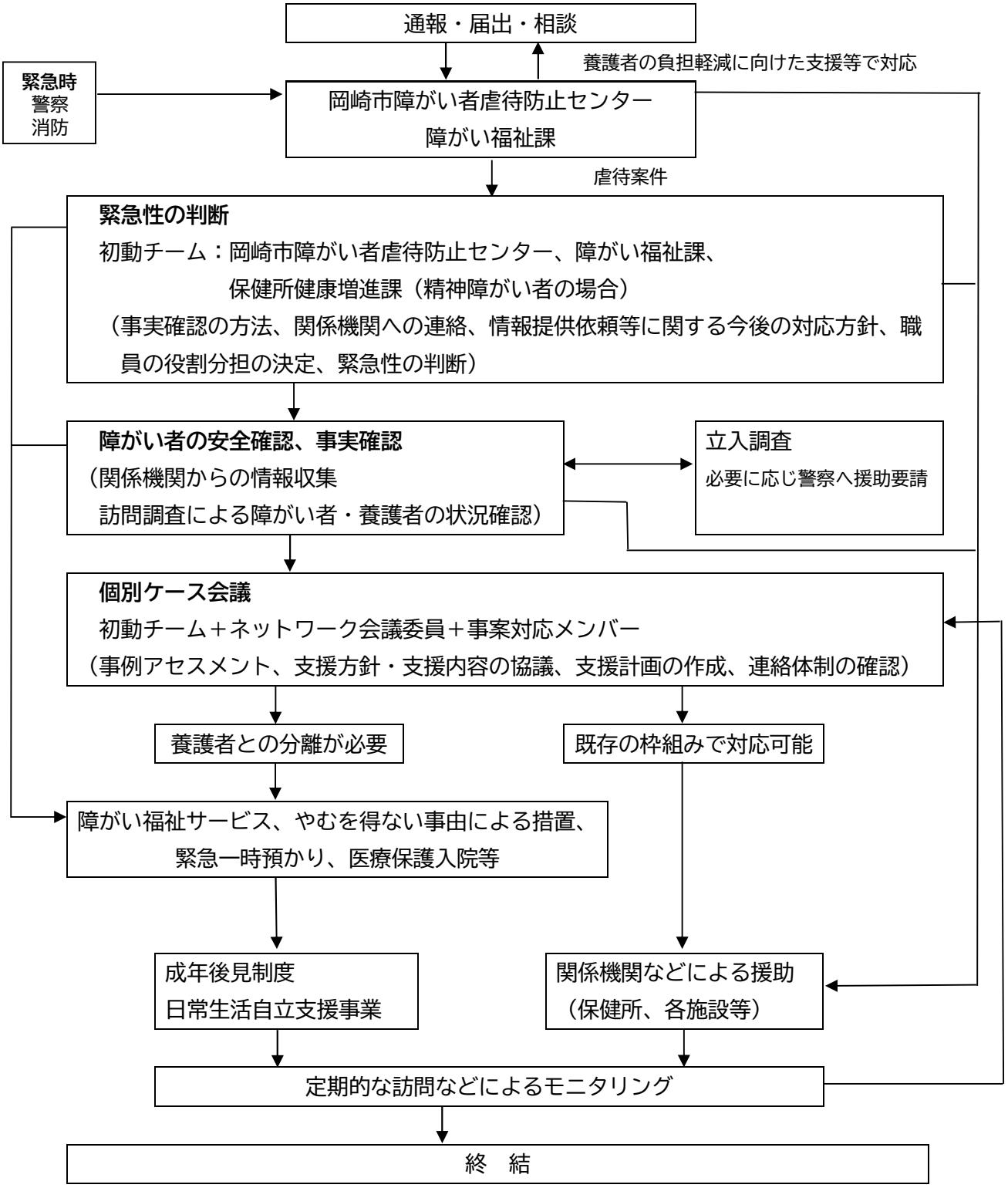

６　障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待が発生した場合の対応

障がい者福祉施設における障がい者虐待は当該施設の職員が最も発見しやすい立場にあるといえます。障がい者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取り扱いには特に注意が必要であり、事実の確認にあたってそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設には通報者を明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

（１）相談、通報及び届出の受付

岡崎市障がい者虐待防止センター及び障がい福祉課が窓口として障がい者本人、養護者、虐待発見者・発見機関等より相談、連絡、通報を受けます。「相談・通報・届出書受付票（施設従事者）」（様式５）をもとに聞き取りを行い、虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理します。また、通報等の内容が、サービス内容に対する苦情などの可能性もあり、虐待でないと判断できる状況であれば、内容に応じて適切な相談窓口を紹介しします。

なお、施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合でもあっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。また、その後の対応等については、障がい福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県（政令市・中核市等）と協力して行うこととなりますので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。自治体間で協力して対応する際は、通報者への対応、施設や事業者への対応について役割分担を明確にすることが重要です。

【参考】聞き取りのポイント

相談・通報・届出受付票（施設従事者）　様式５

受付日	年　月　日（　） 午前／午後　時　分～　時　分	部署		対応者	
受付方法	□電話　□来所　□郵便　□電子メール　□その他（　）	関係性	□本人　□家族親族等（続柄：　） □当該施設・事業所従事者（①現職　②元職員） ※公益通報の説明 □未 □済 □その他（　）		
通報者	氏　名　□匿名	□男　□女 歳位			
	住　所				
	電　話		携帯電話		
	E-mail		連絡の可否	□可能　□拒否　□その他（　）	
通報内容の把握状況	□通報者のみが知っている　□他にも知っている人がいる（　）				
要望等					

【当該施設・事業所の状況】

施設・事業所名		事業種別	
法人名		法人種別	
所在地		電　話	
備　考			

【本人の状況】

氏　名	□未確認			生年月日	年　月　日　歳　□不明
性　別	□男 □女	利用開始日	年　月　日	支給決定	□当該市町村　□他市町村（　）
居　所	□自宅　□通報先施設（　）　□病院（　）　□その他（　） ※通報先施設・入院先の階・部屋番号：　階　号室				
住　所	□不明				住民票登録住所　□同左　□異
電　話	□自宅　□不明 □携帯		その他連絡先　（続柄：　）　□不明		
障害者手帳	□身体障害者手帳（□有り、判定：（　））療育手帳（□有り、判定：（　））精神障害者保健福祉手帳（□有り、判定：（　）） □申請中（　月　日）　□その他（　）　□不明				
疾　患	□一般（　）　□精神疾患（　）　□難病（　）				
心身状況	□不明				
経済状況	□不明		生活保護受給	□なし　□あり　□不明	
利用サービス	□施設入所支援　□生活介護　□不明		相談支援専門員	□不明	
状　態	□助けを求めている　□訴えがない（無反応）　□その他（　）　□不明				

【家族等の状況】

家　族	氏　名	□不明		【家族構成】
	性　別	□男 □女	続　柄	
	住　所	□通報者に同じ □不明		
	連絡先	□通報者に同じ □不明		
	通報内容	□知っている（□通報者である） □知らない　□不明		
後見人	□なし　□補助　□保佐　□後見　□任意後見　□申立て中（□補助　□保佐　□後見）　□不明			
	氏　名	（法人名：担当者名）　□不明		
	連絡先	□不明		
	通報内容	□知っている（□通報者である）　□知らない　□不明		
備　考				

公益社団法人日本社会福祉士会作成　「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver Ⅰ」
（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類を参考に作成）

【主訴・通報の概要、虐待（疑い）の状況】

相談内容			
発生日時	年　月　日（　） 午前／午後　時　分頃　帯	発生場所	
虐待を行った疑いのある職員名又は特徴	□複数 □不明	職種	□不明
虐待の可能性（具体的行為）	□平手打ちをする。殴る、 蹴る、壁に叩きつける。つねる、やけどさせる、打撲する。 □緊急やむを得ない時以外で身体を拘束する（柱や椅子やベッドに縛り付ける）医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する。部屋に閉じ込める。 □性交。性器への接触。性的行為を強要する。裸にする。キスをする。 □本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。わいせつな映像を見せる。 □「バカ」「あほ」など本人を侮辱する言葉を浴びせる。怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 □仲間に入れない。子ども扱いする。話しかけているのに意図的に無視する。 □食事や水分を十分に与えない。入浴させない。汚れた服を着させ続ける。 □髪や爪が伸び放題。室内の掃除をしない。必要な福祉サービスを受けさせない又は制限する。 □年金や賃金を渡さない。本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する。 □日常生活に必要な金銭を渡さない。使わせない。		
	□その他		
情報源	□実際に見た・聞いた　□本人から聞いた　□記録を見た　□その他（　）		
特記事項			

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性（通報段階）	□身体的虐待の疑い　□性的虐待の疑い　□心理的虐待の疑い　□放棄・放置の疑い　□経済的虐待の疑い □虐待とは言い切れないが不適切な状況（　）

【今後の対応】

□施設従事者等による障害者虐待の疑いとして対応

□虐待通報受付対応所管課長への報告　（　月　日（　）午前／午後　時　分）

□関係部署への報告　（　月　日（　）午前／午後　時　分／担当者：　）

□事実確認に向けた検討会議の開催予定　（　月　日（　）午前／午後　時　分～／場所：　）

□都道府県への連絡　（　月　日（　）午前／午後　時　分／担当者：　）

□養護者による虐待の疑いとして対応　（担当課：　）　引継日時（　月　日（　）午前／午後　時　分）

□その他（　）

公益社団法人日本社会福祉士会作成　「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver Ⅰ」
（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類を参考に作成）

（２）事実確認

通報者からの聞き取りの結果、施設従事者等による虐待の可能性があると判断した場合には、速やかに事実確認のための調査を行います。

調査にあたっては、障がい者および障がい者福祉施設従事者に対して、次の事項を説明し理解を得ます。聞き取り調査にあたっては、他の人に聞かれることがないよう個室等の環境を用意します。「面接調査票」（様式６-１～３）を使用し、必要に応じてＩＣレコーダーやデジタルカメラ等による録音・録画について同意を得た上で会話を記録します。聞き取る際は、誘導にならないよう質問の仕方に留意するとともに、心当たりがあると回答した場合は、その状況を具体的に（いつ、誰が、誰に、何をした）把握するようにします。

施設従事者への聞き取り調査は、すべての者との面会により実施することが望ましいですが、面会が困難な場合は書面による調査を施設を通して実施することで可能な限り事実確認に必要な情報を収集することとします。

【障がい者本人への調査項目例】

①　虐待の状況 ・虐待の種類や程度 ・虐待の具体的な内容 ・虐待の経過 ②　障がい者の状況 ・安全確認…関わりのある障がい者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。 ・身体状況…傷害部位及びその状況を具体的に記録する。 ・精神状態…虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。 ・生活環境…障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。 ③　障がい福祉サービス等の利用状況 ④　障がい者の生活状況等

【障がい福祉サービス事業所等への調査項目例】

①　当該障がい者に対するサービス提供状況 ②　虐待を行った疑いのある従事者等の勤務状況等 ③　通報等の内容に係る事実確認、状況の説明 ④　従事者等の勤務体制

⑤　その他必要事項等
・事故・ヒヤリハット報告書
・個別支援計画及び支援記録
・虐待防止委員会の記録
・施設従事者への研修実施状況

【調査を行う際の留意事項】

①　複数職員による訪問調査
②　医療職の立ち会い（医療の必要性が想定される場合）
③　障がい者本人、施設従事者等への十分な説明
・訪問の目的について
・職務について…担当職員の職務と守秘義務に関する説明
・調査事項について…調査する内容と必要性に関する説明
・調査への協力について…事実確認調査に対し誠実に協力することを求めるとともに、虚偽の答弁等があった場合の障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明
・障がい者の権利について…障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明

面接調査票（障害者本人用）－聞き取りシート　　様式６－１

面接日：　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分～　　時　　分

面談者：　　記録者：

１　聞き取り調査対象障害者

氏　名		生年月日	年　月　日
年　齢	歳	性　別	□男性　□女性
障害支援区分	区分		
居　所		面接場所	
同 席 者	□無□有→　□職員　□家族等　□その他（　　）同席者氏名（　　）		

２　聞き取り内容（ゆっくり、端的に問いかけ、回答を待ってください。回答がない場合、反応があれば様子などを記載してください。）

			回答や様子等の記入欄
１　施設・事業所のサービス	サービスを利用して気持ちよく過ごせていますか	はい・いいえ・反応無	
	ご飯はおいしいですか	はい・いいえ・反応無	
	お風呂は気持ちよく入っていますか	はい・いいえ・反応無	
	時々、外出はされていますか	はい・いいえ・反応無	
	夜はよく眠れていますか	はい・いいえ・反応無	
	寒い（暑い）ことはありますか	はい・いいえ・反応無	
２　虐待（怖いこと等）	職員はやさしいですか	はい・いいえ・反応無	
	職員は呼ぶとすぐ来てくれますか	はい・いいえ・反応無	
	職員に怒られることはありますか	はい・いいえ・反応無	
	何か怖いこと等はありますか	はい・いいえ・反応無	
	他の人が職員に叩かれているところを見たことがありますか	はい・いいえ・反応無	
	職員に叩かれることはありますか	はい・いいえ・反応無	
	何か嫌なことをされたことはありますか	はい・いいえ・反応無	
	（通報等内容の確認） 怖い職員はいますか	はい・いいえ・反応無	
３　要望その他	何かして欲しいことはありますか	はい・いいえ・反応無	

※在宅サービス利用者には該当しない質問項目も含まれています。

公益社団法人日本社会福祉士会作成　「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver Ⅰ」
（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県、大阪府作成帳票類を参考に作成）

面接調査票（サービス管理責任者・主任・リーダー用）　様式６－２

面接日：　　年　　月　　日（　）午前／午後　時　分～　時　分

面接者：　　記録者：

【調査開始時の確認事項】

職員氏名	
職種	□サービス管理責任者　□主任　□リーダー □支援職員　□看護職員　□その他（　　）
資格	□介護福祉士　□介護職員初任者研修修了者　□看護師　□社会福祉士 □社会福祉主事任用資格　□相談支援　□その他（　）　□特になし
経験年数等	経験年数（　　）　勤務年数（　　） 勤務形態（□常勤　□非常勤：__日／週　□パート：__日／週 □派遣：__日／週）

【聞き取り事項（１／２）】

		はい	いいえ	聞き取り内容
①通報等内容の確認	①通報のあった事案（けが等）について、何か心当たりはありますか（知っていますか）			
	②通報の事案（けが等）が発生した原因について、知っていることはありますか			
	③以前にも、同様のことがありましたか			
	④支援のしづらさや困難なことはありましたか			
	⑤支援に関して、配慮をされていることはありますか			
②虐待が疑われる職員等	（虐待を行った疑いのある職員が特定されていない場合） ①職員の中で、支援方法や知識、利用者への接し方等が気になる人、苦情等が寄せられる人はいますか			
	②（いる場合）どのように対応しましたか			
	（虐待を行った疑いのある職員が特定されている場合） ③△△さんの日頃の勤務状況や支援に問題を感じることはありますか			
	④（問題を感じる場合）どのように対応しましたか			
③通報等以外の虐待等発生状況	①利用者から怒鳴られたり、叩かれたりすることはありますか、どのように対応しましたか			
	②職員が、利用者を怒鳴ったり叩いているのを見たり、そのような噂を聞いたことはありますか			
	③あなたは、利用者を怒鳴ったり、叩いたりしたことはありますか			
	④利用者が特定の職員を怖がったりしているという噂を聞いたことはありますか			
	⑤施設・事業所内で、不適切な発言や行為が行われていたという噂を聞いたことはありますか			
④虐待防止の取り組み	①障害者虐待が発生したり、発見した際の報告手順は決まっていますか			
	②施設・事業所で、障害者虐待防止に関する取り組みは行われていますか			
	③障害者虐待防止に関するマニュアルやチェックリスト等はありますか（活用していますか）			
	④障害者虐待防止法の内容を知っていますか			

【聞き取り事項（２／２）】

		はい	いいえ	聞き取り内容
障害者支援	①利用者の状態変化に応じて、アセスメントや支援計画の見直しは行われていますか			
	②利用者の支援が困難な場面での対応方針を立て、職員間で共有していますか			
	③サービス担当者会議は定期的に開催されていますか			
身体拘束廃止・事故への対応	①身体拘束を行っている利用者はいますか、その時に身体拘束に関する手順を踏まえていますか			
	②施設・事業所では、身体拘束廃止に向けた取り組みを行っていますか			
	③利用者に傷やあざ等を発見した場合、職員から報告を受けていますか			
	④事故等が発生した際には、必ず市町村や都道府県に報告していますか			
	⑤特に事故又は、けがが多いと思う利用者はいますか			
	⑥施設・事業所では、事故やヒヤリハットの再発防止に向けてどのような取組みを行っていますか			
研修	①施設・事業所ではどのような研修を開催していますか、職員全員が参加できるよう工夫していますか			
	②職員を外部研修に参加させていますか、その内容をどのように共有化していますか			
④職場環境	①職員（部下）が仕事で困ったときなどに相談しやすい環境づくりに取り組んでいますか			
	②職場の上司や部下、他職種とのコミュニケーションはうまく取れていますか			
	③職員（部下）は、職員会議等で自由に発言ができていますか			
④業務負担感	①疲れやストレスを感じやすいのはどのようなときですか			
	②職員（部下）の業務負担に対して、どのような配慮や取り組みを行っていますか			
	③職場や仕事に対して、不満はありますか			
その他	※追加的な質問、又は職員が言いたいこと等			

公益社団法人日本社会福祉士会作成　「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver Ⅰ」（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県、大阪府作成帳票類を参考に作成）

面接調査票（一般職員用）　　様式６－３

面接日：　　年　　月　　日（　）午前／午後　　時　　分～　　時　　分

面接者：　　記録者：

【調査開始時の確認事項】

職員氏名	
職種	□支援職員　□看護職員 □その他（　　）
資格	□介護福祉士　□介護職員初任者研修修了者　□看護師　□社会福祉士 □社会福祉主事任用資格　□相談支援専門員　□その他（　　）
経験年数等	経験年数（　　）　勤務年数（　　） 勤務形態： （□常勤　□非常勤：__日／週　□パート：__日／週　□派遣：__日／週）

【聞き取り事項（１／２）】

		はい	いいえ	聞き取り内容
①通報等内容の確認	①通報のあった事案（けが等）について、何か心当たりはありますか（知っていますか）			
	②通報事案（けが等）が発生した原因について、知っていることはありますか			
	③以前にも、同様のことがありましたか			
	④支援のしづらさや困難なことはありましたか			
	⑤支援に関して、配慮をされていることはありますか			
②通報等以外の虐待等発生状況	①利用者から怒鳴られたり、叩かれたりすることはありますか、どのように対応しましたか			
	②他の職員が、利用者を怒鳴ったり、叩くのを見たり、そのような噂を聞いたことはありますか			
	③あなたは、利用者を怒鳴ったり、叩いたりしたことはありますか			
	④利用者が特定の職員を怖がったりしているという噂を聞いたことはありますか			
	⑤施設・事業所内で、虐待や適切とは思えない行為が行われていたという噂を聞いたことはありますか			
③虐待防止の取り組み	①障害者虐待が発生したり、発見した際の報告手順は決まっていますか			
	②施設・事業所で、障害者虐待防止に関する取り組みは行われていますか			
	③障害者虐待防止に関するマニュアルやチェックリスト等はありますか（活用していますか）			
	④障害者虐待防止法の内容を知っていますか			

【聞き取り事項（２／２）】

		はい	いいえ	聞き取り内容
障害者支援	①利用者の状態変化に応じて、アセスメントや支援計画の見直しは行われていますか			
	②利用者の支援が困難な場面での対応方針を立て、職員間で共有できていますか			
	③サービス担当者会議は定期的に開催されていますか			
身体拘束廃止・事故への対応	①身体拘束を行っている利用者はいますか、その時に身体拘束に関する手順を踏まえていますか			
	②施設・事業所では、身体拘束廃止に向けた取り組みを行っていますか			
	③利用者に傷やあざ等を発見した場合、その状況を記録したり、上司に報告していますか			
	④特に事故又は、けがが多いと思う利用者はいますか			
	⑤施設・事業所では、事故やヒヤリハットの再発防止に向けた取り組みが行われていますか			
研修	①施設・事業所で開催する研修に参加していますか			
	②外部の研修に参加していますか			
④職場環境	①仕事で困ったときなどに上司や同僚など相談できる人はいますか			
	②職場の上司や同僚、他職種とのコミュニケーションは取りやすいですか			
	③職員会議等で自由に発言ができますか			
④業務負担感	①仕事をしていて疲れやストレスを感じていますか			
	②業務の負担に対して、職場では配慮をしてくれますか			
	③職場や仕事に対して、不満はありますか			
その他	※追加的な質問、又は職員が言いたいこと等			

公益社団法人日本社会福祉士会作成　「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応帳票Ver Ⅰ」
（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）、神奈川県、大阪府作成帳票類を参考に作成）

（３）個別ケース会議の開催による対応方針の協議

調査の結果、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人や障がい福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。

また、配置人員の不足や必要な記録が取られていない等、指定基準の違反が疑われる事案については、指導監査や事業所指定の事務を担当する部署と連携して対応します。

（４）調査結果の決定及び施設への通知

調査の結果を踏まえて市として虐待の有無を決定し、施設を運営する事業者に対して調査結果を通知します。

①　虐待認定する場合

対象事業所、虐待種別及び事案、改善すべき内容、改善計画書の提出、その他必要事項について記載します。

②　虐待認定しない場合

虐待とは認められないが、不適切な支援、職場環境、職員研修等に改善が必要と判断される場合は、改善計画書の提出について記載します。

（５）岡崎市から愛知県への報告

障がい者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案については、「障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待について（報告）」（様式７）により愛知県に報告します。

ただし、障がい福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、愛知県と岡崎市が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障がい者虐待の事実が確認できていなくとも岡崎市から愛知県へ報告する必要があります。

【県へ報告する事項】

①　障がい者福祉施設等の名称、所在地及び種別
②　虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者の氏名、性別、年齢、障がいの種類及び障がい程度区分その他の心身の状況
③　虐待の種別、内容及び発生要因
④　虐待を行った障がい者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
⑤　市が行った対応
⑥　虐待が行われた障がい者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）　様式7

※必須＝法で報告が義務づけられた項目

市町村名	
所属	
担当者名	
連絡先	
事案番号	

【報告理由】

理由	

【被虐待者（推定含む）】　*※複数の場合は9～20行目をコピーして追加してください*

氏名（フリガナ）（必須）	
年齢／性別（必須）	歳　／　男性　女性
支給決定市町村	
障害種別（必須）	
障害程度区分（必須）	
行動障害の有無 ①＝障害支援区分3、行動関連項目10点以上（または障害程度区分3、行動関連項目8点以上）	①強い行動障害がある ②認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある ③行動障害がある（①、②に該当しない程度の行動障害） ④行動障害がない ⑤行動障害の有無が不明
その他心身の状況（必須）	
A型の場合の雇用契約の有無	

【通報・届出者】

受付年月日	
事実発生日	
通報・届出者	「その他」「複数」は具体的に記載（　　）
通報・届出内容	
通報の場合の情報源	その他（　　）

【障害者福祉施設等】必須

名称（法人名・事業所名）	
サービス種別	
事業所番号	
所在地	
連絡先	

【虐待者】　*※複数の場合は37～44行目をコピーして追加してください*

氏名（フリガナ）／生年月日（必須）	／　年　月　日生
年齢／性別	歳　／　男性　女性
虐待者の職名又は職種（必須）	
職務内容	
雇用形態	
障害者支援の実務経験	

【事実確認調査内容】

事実確認調査年月日		
虐待の種類（必須）		身体的虐待（身体拘束なし） 身体的虐待（身体拘束（行動制限を含む）あり） 性的虐待 心理的虐待 放棄、放置（ネグレクト） 経済的虐待
虐待の程度 ①重度　②中度　③軽度 重度＝生命・身体・生活に関する重大な危険、中度＝生命・身体・生活に著しい影響、軽度＝生命・身体・生活への影響に相当		身体的虐待（身体拘束なし） 身体的虐待（身体拘束（行動制限を含む）あり） 性的虐待 心理的虐待 放棄、放置（ネグレクト） 経済的虐待
虐待内容の詳細（具体的に記載してください）（必須）		
現在の状況		
虐待の発生要因（必須）		教育・知識・介護技術等に関する問題 職員のストレスや感情コントロールの問題 倫理観や理念の欠如 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ その他（　　）
市町村が行った対応（必須）		施設・事業所に対する指導（権限に基づかない一般指導含む） 施設・事業所からの改善計画の提出依頼 虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導 障害者総合支援法の規定に基づく勧告・命令・処分 →（具体的に：　　） 児童福祉法の規定に基づく勧告・命令・処分 →（具体的に：　　） 研修・出前講座等の受講 その他（　　）
施設等において改善措置がとられている場合の内容（初回調査時点）（必須）		管理者の虐待防止に関する研修受講 職員に対する虐待防止に関する研修の実施 虐待防止委員会の設置 通報義務の履行 その他（　　）
市の対応に対して施設等で行われた措置（必須） *※政令市・中核市のみ*		施設等から都道府県への改善計画の提出 障害者総合支援法・児童福祉法の規定に基づく勧告・命令等への対応 その他（　　）
今後の予定		
備考		

※その他、施設等から提出された資料等を適宜添付してください。

（６）改善状況のモニタリング

虐待認定の有無に関わらず、改善計画書が提出された半年後を目安に事業者に対して改善状況の報告を求めます。報告された後、必要に応じて施設を訪問し、記録や資料等を確認します。確認の結果、改善がされていると認められた場合は、虐待案件として終結することになります。

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待への対応フロー

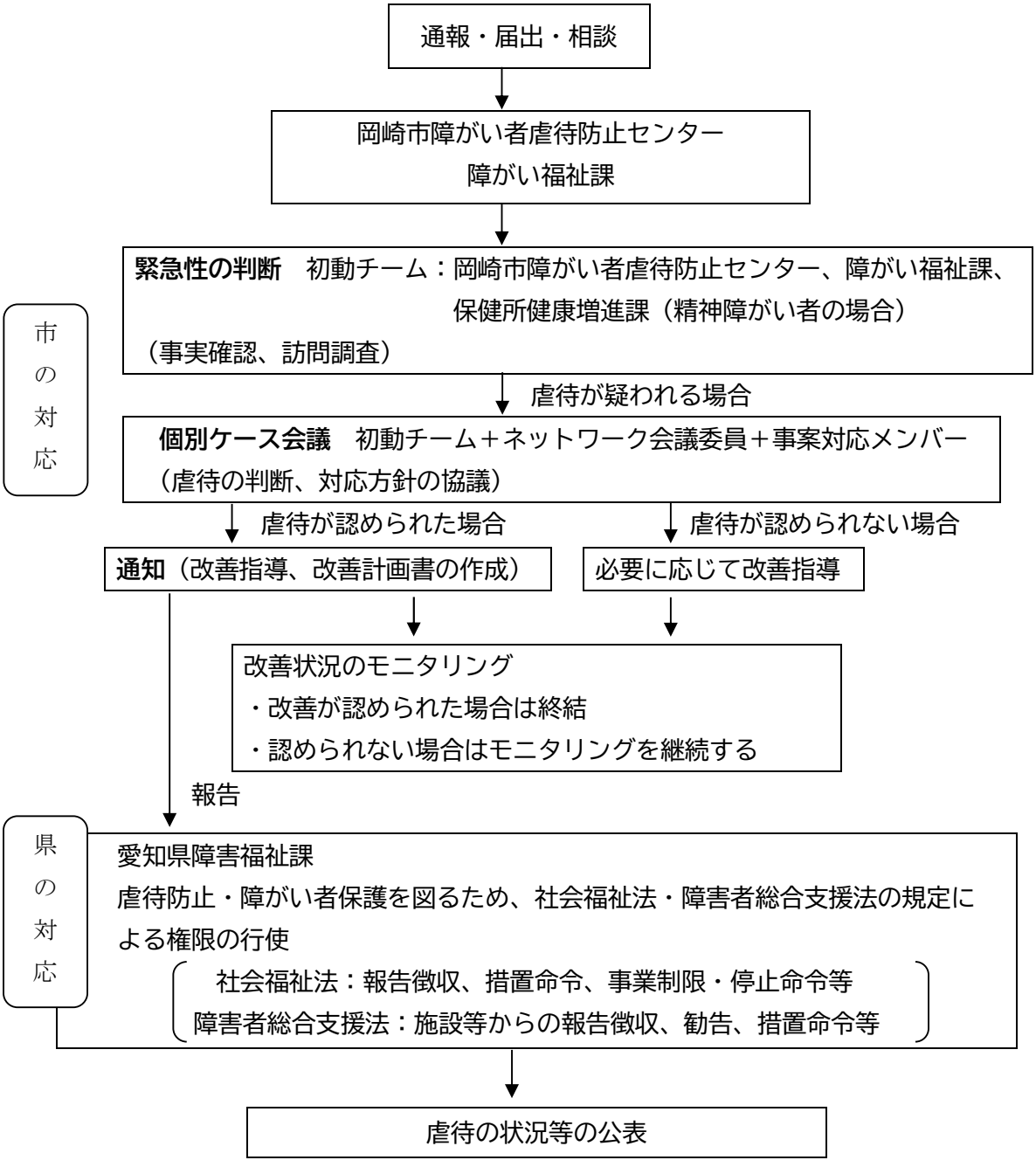

7　使用者による障がい者虐待が発生した場合の対応

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています（第 22 条第 1 項）。

また、使用者による虐待を受けた障がい者は、市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています（第 22 条第 2 項）。

なお、就労継続支援 A 型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待と使用者による障がい者虐待の両方に該当します。

（１）相談、通報及び届出の受付

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

また、事業所の所在地と障がい者の居住地が異なる場合には、

① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県へ通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うことになりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡する必要があります。

② 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県へ通知します。併せて、事業所の訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障がい者虐待ではなく、労働相談である場合には、適切な相談窓口に引き継ぎます。

【労働相談の例】

労働基準監督署：障がい者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事実
公共職業安定所：離職票、失業手当、求職に関するもの等
愛知労働局雇用環境・均等部：育児・介護休業、職場のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等労働条件引下げ、配置転換等

（２）事実確認

通報等を受けた市は、通報等内容の事実確認や障がい者の安全確認を行います。しかしながら、市には事業所に対する指導権限がないため、これは、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。調査にあたっては、障がい者および事業所に対して、次の事項を説明し理解を得ます。

【障がい者本人への調査項目例】

① 虐待の状況
- 虐待の種類や程度
- 虐待の具体的な内容
- 虐待の経過

② 障がい者の状況
- 安全確認…訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障がい者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- 身体状況…傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- 精神状態…虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障がい者の様子を記録する。
- 生活環境…住み込みの場合には、障がい者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③ 障がい福祉サービスの利用状況
④ 障がい者の生活状況等

【事業所への調査項目例】

① 当該障がい者に対する障がい福祉サービスの提供状況
② 虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等

③　通報等の内容に係る事実確認、状況の説明 ④　職員の勤務体制やその他必要事項

【調査を行う際の留意事項】

①　複数職員による訪問調査 ②　医療職の立ち会い ③　障がい者本人、事業所への十分な説明 ・訪問の目的について ・職務について～担当職員の職務と守秘義務に関する説明 ・調査事項について～調査する内容と必要性に関する説明 ・障がい者の権利について～障がい者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明

（３）個別ケース会議の開催

調査の結果、使用者による障がい者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

使用者による障がい者虐待の事実が確認できた場合には、障がい者本人への支援方針等を協議し、愛知県へ通知します。

（４）岡崎市から愛知県への通知

愛知県に通知する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、使用者による虐待の事実が確認できた事案です。

「使用者による障がい者虐待に係る通知」（様式７）

「労働相談票（使用者による障がい者虐待）」（様式８）

都道府県へ通知すべき事項

１　事業所の名称、所在地、業種及び規模 ２　虐待を受けた又は受けたと思われる障がい者の氏名、性別、年齢、障がいの種類及び障がい程度区分その他の心身の状況及び雇用形態 ３　虐待の種別、内容及び発生要因 ４　虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係 ５　市町村が行った対応 ６　虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

様式８

障第　　号
年　　月　　日

愛知県知事　様

岡崎市長　　㊞

使用者による障がい者虐待に係る通知

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第２３条の規定基づき、下記のとおり通知する。

記

１　通知資料
①　労働相談票（使用者による障がい者虐待）
②　添付資料（具体的に記載）

２　連絡先

担当部署		担当者氏名	
電話番号	－	－	

様式9

労働相談票（使用者による障害者虐待）

（受付台帳番号　　）

					処理欄
受付等	受付年月日	（元号）　年　月　日	来庁等	1. 来庁　2. 電話　3. 文書等　4. 発見等	来庁等
	障害者虐待に関する通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】（　　）	【都道府県記入欄】（　　）	【労働局等記入欄】①監督署等　②安定所等　③雇用環境・均等部（室）　④その他（　　）	発見等端緒
		1 通報　2 届出	3 通報　4 届出	5 相談　・　6 発見	
通報（届出）者の事項	通報（届出）者氏名			性別　1. 男　2. 女　3. 不明	
	事業所への通知の諾否	通報・届出の有無　諾・否	通報者氏名の通知　諾・否	被虐待者氏名の通知　諾・否	
	被虐待者との関係	1.相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 2.近隣住人・知人 3.民生委員 4.被虐待者本人 5.家族・親族 6.虐待者自身 7.当該市区町村行政職員 8.警察 9.職場の同僚 10.都道府県労働局からの通報 11.教職員 12.医療機関関係者 13.その他（　　） 14.不明（匿名を含む）			関係
	住所				
	電話番号	TEL　－　－		携帯TEL　－　－	
被虐待者に関する事項	被虐待者氏名		性別　1.男 2.女 3.不明	生年月日　年齢	性別
	年齢区分	1. ～17歳 2. 18～19歳 3. 20～24歳 4.25～29歳 5. 30～34歳 6. 35～39歳 7. 40～44歳 8. 45～49歳 9. 50～54歳 10. 55～59歳 11. 60～64歳 12. 65歳以上 13. 不明			年齢
	障害の種類	1.身体障害 2.知的障害 3.精神障害（発達障害を除く） 4 発達障害 5.その他心身の機能の障害			種類
	雇用形態	1.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣労働者 4.期間契約社員 5.その他（　） 6.不明			形態
	障害支援区分	1.区分1 2.区分2 3.区分3 4.区分4 5.区分5 6.区分6 7.なし 8.不明			支援区分
	心身の状況				
	住所				
	電話番号	TEL　－　－		携帯TEL　－　－	
事業所に関する事項	事業所名	（事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか　有・無）			
	代表者職氏名				
	担当者職氏名				
	所在地				
	電話番号	TEL　－　－		FAX　－　－	
	事業所規模	1. 5人未満 2. 5～29人 3. 30～49人 4. 50～99人 5. 100～299人 6. 300～499人 7. 500～999 8. 1000人以上 9. 不明			事業所
	企業規模	1. 5人未満 2. 5～29人 3. 30～49人 4. 50～99人 5. 100～299人 6. 300～499人 7. 500～999 8. 1000人以上 9. 不明			企業
	資本金	1. 5000万円以下　2. 5000万超1億円以下　3. 1億円超3億円以下　4. 3億円超　5. 不明			資本金
	業種	1.農業、林業 2.漁業 3.鉱業、採石業、砂利採取業 4.建設業 5.製造業 6.電気・ガス・熱供給・水道業 7.情報通信業 8.運輸業、郵便業 9.卸売業、小売業 10.金融業、保険業 11.不動産業、物品賃貸業 12.学術研究、専門・技術サービス業 13.宿泊業、飲食サービス業 14.生活関連サービス業、娯楽業 15.教育、学習支援業 16.医療、福祉 17.複合サービス事業 18.サービス業（他に分類されないもの） 19.公務 20.分類不能の産業 21.不明			業種
使用者に関する事項	使用者名		性別　1.男 2.女 3.不明	生年月日　年齢	性別
	年齢区分	1. ～29歳 2. 30～39歳 3. 40～49歳 4. 50～59歳 5. 60歳以上 6. 不明			年齢
	被虐待者との関係	1. 事業主 2. 所属の上司 3. 所属以外の上司 4. その他（　） 5. 不明			関係
	虐待の種別	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放置等 50. 経済的虐待 41. 放置等（身体的虐待） 42. 放置等（性的虐待） 43. 放置等（心理的虐待）			種別

虐待の内容・対応等	虐待の内容及び発生要因		
	市町村又は都道府県が行った対応		
	使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容		

※ 特に色を付けた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認の上、記載すること

年・月・日	処　理　経　過
・　・	
・　・	
備考	

使用者による障がい者虐待への対応フロー

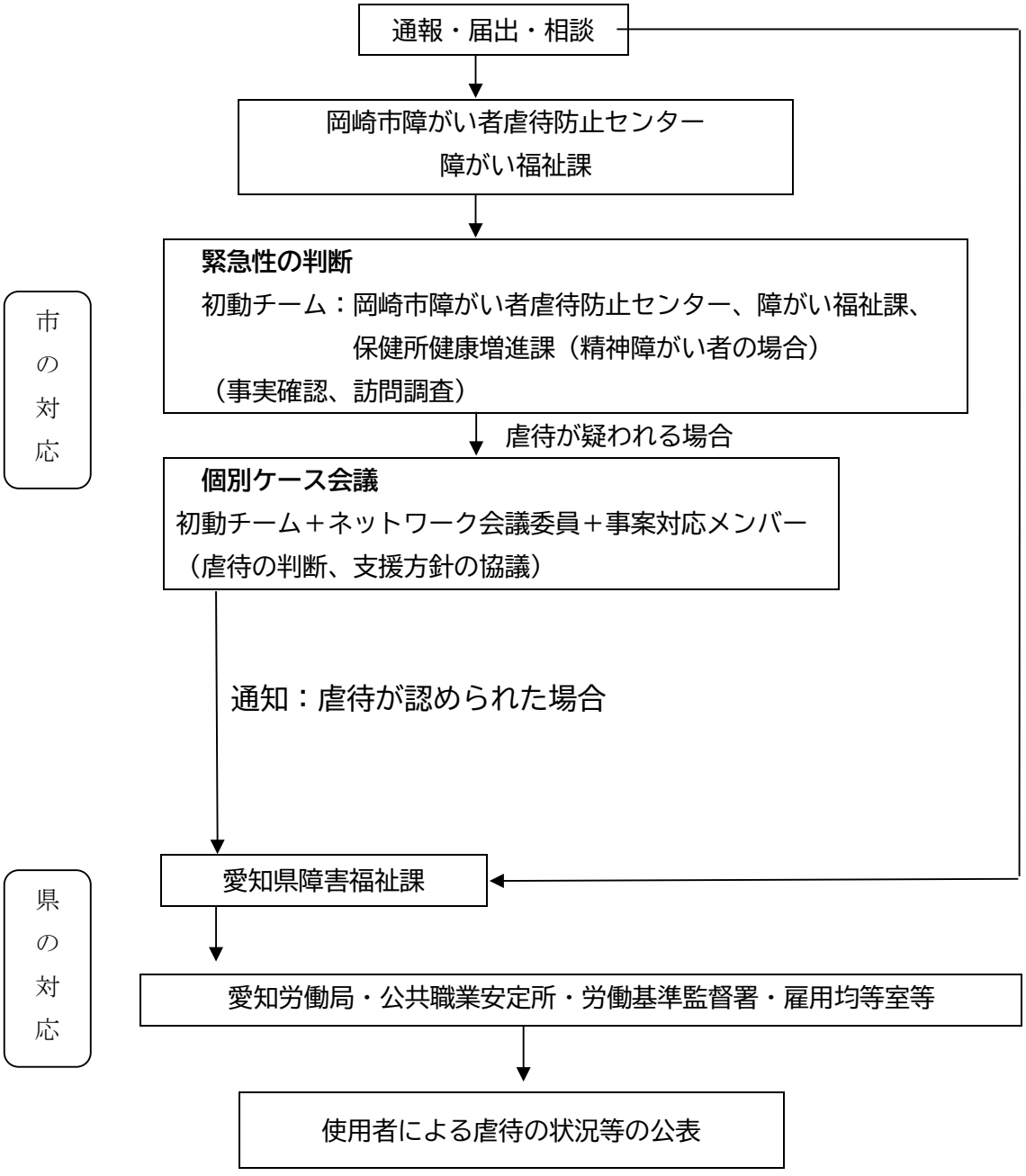

【参考文献】

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」
厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部
障害福祉課　地域生活支援推進室（令和４年４月）

「岡崎市高齢者虐待対応マニュアル」【第２版】
岡崎市高齢者虐待防止ネットワーク会議（令和２年３月）

「障害者虐待防止マニュアル　行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するために」
NPO 法人　PandA-J　（平成２１年９月１８日　改訂版）

岡崎市障がい者虐待対応マニュアル
【第４版】
令和５年４月

発行　　岡崎市福祉部障がい福祉課
〒４４４－８６０１　岡崎市十王町二丁目９番地
TEL ０５６４－２３－６８５３
FAX ０５６４－２５－７６５０